平成２３年（フ）第４８５号
栃木県日光市御幸町604番地６
破産者　有限会社しばたワークス
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４８６号
栃木県日光市東和町３―14、住民票上の住所
栃木県日光市御幸町604番地６
破産者　柴田　清人
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６５９号
栃木県真岡市さくら２丁目12番地７
破産者　有限会社サクラ企画設計
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６６０号
栃木県真岡市下大曽603番地１
破産者　小薬　秀雄
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６９３号
栃木県宇都宮市西川田南１丁目40番11号
破産者　竹田　久雄
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６９号
栃木県宇都宮市双葉１丁目13番59号
破産者　朝倉　　勇
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７７０号
栃木県宇都宮市双葉１丁目13番59号
破産者　朝倉まり子
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ３丁目31番地13
破産者　萩原　和広
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２１号
栃木県河内郡上三川町大字上三川5128番地２、前住所茨城県古河市上辺見1145番地２リヴェールハイツＤ―101
破産者　鈴木　隆司
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５８号
栃木県小山市城東４丁目11番12号
破産者　阿蘇電気工事株式会社
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第９６４８号
千葉県市川市塩浜４丁目２―４棟301
破産者　大友　秀雄
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５３９号
東京都西東京市泉町２丁目12番19号
破産者　有限会社柳内商店
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４６２号
東京都目黒区碑文谷３丁目19―８―208　スカイコート都立大学第３
破産者　浅田紗也佳
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５８１号
東京都昭島市上川原町２丁目８―13
破産者　岩崎　恵介
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６３５号
埼玉県さいたま市見沼区深作１丁目１―12
破産者　若林　　敦
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７４１号
埼玉県飯能市八幡町４番３号
破産者　蔦屋建設株式会社
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７４２号
埼玉県飯能市新町28―５、住民票上の住所埼玉県飯能市八幡町４―３
破産者　加藤　惠一
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７４４号
埼玉県飯能市八幡町４番３号
破産者　有限会社アイビーコーポレーション
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７４５号
埼玉県飯能市八幡町４―３
破産者　加藤　祐司
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８９１号
東京都文京区千駄木３丁目１―17―202
破産者　古川　紘一
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４９８０号
東京都日野市大字日野7773番地
破産者　株式会社中島設備
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６３３号
東京都千代田区猿楽町２丁目１番16号　ＹＫ猿楽ビル３階
破産者　株式会社日経出版社
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部